

岩手県告示第 576 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 7 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 医療機関の名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|-------------|----------------------|------------------|
| 合資会社マルヤ薬局 | 大船渡市大船渡町字明神前 1 番地 12 | 平成 19 年 5 月 31 日 |
| 釜石整形外科クリニック | 釜石市大渡町三丁目 15 番 26 号 | 平成 19 年 7 月 5 日 |